

四国運輸局管内の鉄道、軌道及び索道の運転事故等の発生状況

令和6年10月
四国運輸局 鉄道部

この「四国運輸局管内の鉄道、軌道及び索道の運転事故等の発生状況」は、鉄道事故等報告規則及び軌道事故等報告規則に基づき、四国運輸局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）の鉄道・軌道・索道事業者から報告のあった事故等の統計です。

なお、全国の統計につきましては、国土交通省のホームページに掲載されていますので、併せてご覧下さい。 https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000003.html

目次

	頁
I 鉄・軌道編	
1 運転事故の発生状況	
(1) 発生件数、死傷者数の推移	2
(2) 事故種別発生件数の推移	2
(3) 県別発生件数、死傷者数の推移	3
2 踏切事故の発生状況	
(1) 発生件数、死傷者数の推移	4
(2) 原因別発生件数の推移	4
(3) 踏切種別別の事故件数	5
(4) 県別発生件数、死傷者数の推移	6
(5) 要素別発生件数	7
3 人身障害事故の発生状況	
(1) 発生件数、死傷者数の推移	8
(2) 原因別発生件数の推移	8
(3) 県別発生件数、死傷者数の推移	9
4 インシデントの発生状況	
(1) 発生件数の推移	10
5 輸送障害の発生状況	
(1) 原因別発生件数の推移	11
II 索道編	
1 索道運転事故及びインシデントの発生状況	
(1) 索道運転事故発生件数の推移	12
(2) 索道運転事故に伴う死傷者数の推移	12
(3) インシデント発生件数の推移	13

I 鉄・軌道編

◇用語の説明

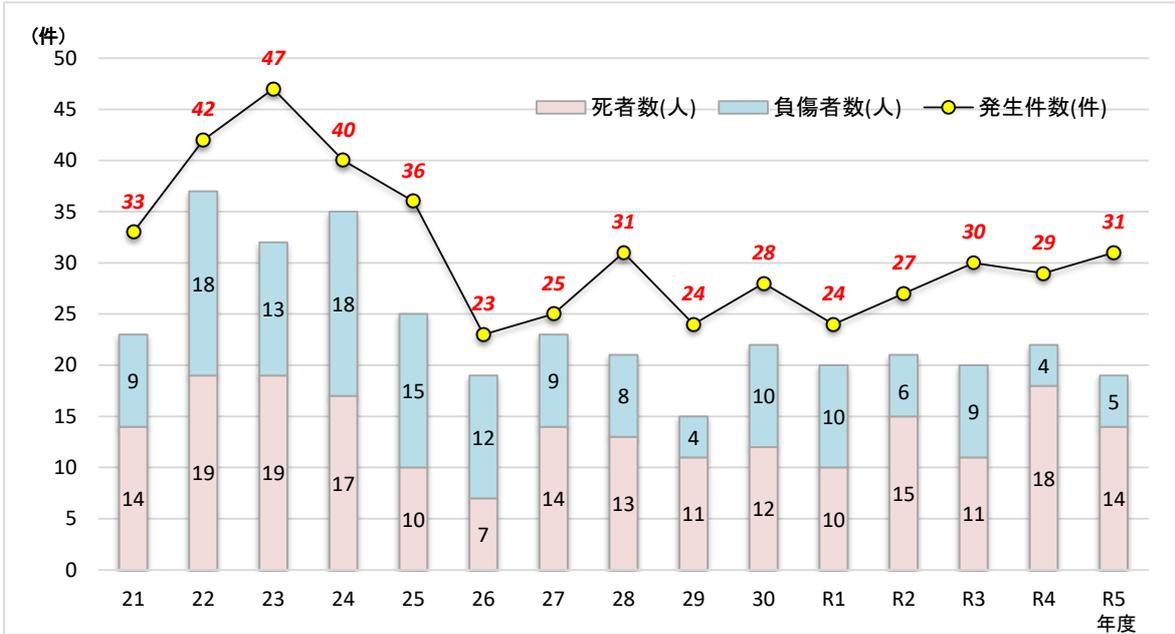
運転事故	列車事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故
列車事故	列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故
踏切事故	踏切障害に伴う列車事故及び踏切障害事故
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故(軌道事業においては、本線路を運転する車両が他の車両と衝突し、又は接触した事故)
列車脱線事故	列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が脱線した事故
列車火災事故	列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故
物損事故	列車又は車両の運転により5百万円以上の物損を生じた事故
※	踏切障害事故、道路障害事故及び人身障害事故にあつては、自殺によるものは、運転事故として扱わないこととしています(自殺と断定できないものについては、運転事故としています)。また、列車事故にあつては、自殺によるものも運転事故として扱いますが、死傷者数には自殺によるものは含めないこととしています。なお、自殺の行為に直接的に巻き込まれたことにより第三者が死傷した場合についても、同様に死傷者数には含めないこととしています。

インシデント	閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した事態など、運転事故が発生するおそれがあると認められる次に掲げる事態
閉そく違反	閉そく(軌道事業においては、保安方式)の取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間(軌道事業においては、保安区間)を運転する目的で列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が走行した事態
信号違反	列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態
信号冒進	列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)が停止信号を冒進し、当該列車(車両)が本線における他の列車又は車両の進路を支障した事態
本線逸走	列車又は車両が本線を逸走した事態
工事違反	列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態
車両脱線	鉄道事業における車両が脱線した事態であつて次に掲げるもの イ 本線において車両が脱線したもの ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの ハ 側線において車両が脱線したものであつて、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの
施設障害	鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
車両障害	車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
危険物漏えい その他	列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態 前述に掲げる事態に準ずる事態
輸送障害	輸送に障害を生じた事態であつて、運転事故以外のもの ただし、列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)の運転を休止したもの(工事、保守等により計画的に運休する場合であつて、事前に利用者に周知されたものなどを除く。)又は旅客列車(軌道事業においては、旅客車両)にあつては30分以上、旅客列車(旅客車両)以外の列車(軌道事業においては、本線路を運転する車両)にあつては1時間以上の遅延を生じたものに限る

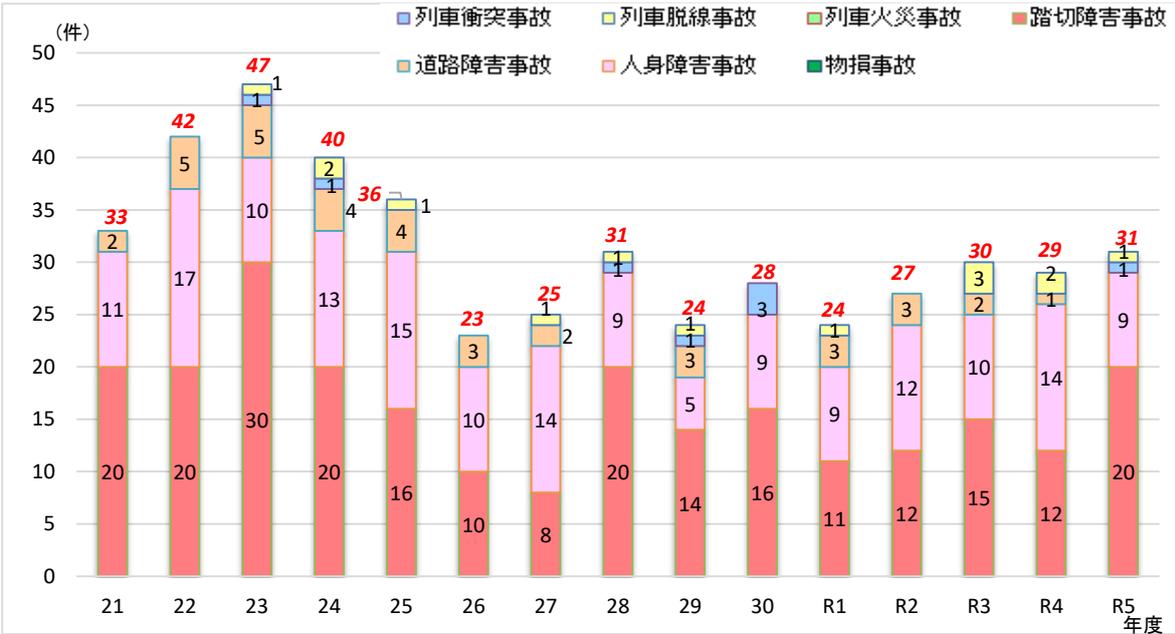
1 運転事故の発生状況

(1) 発生件数、死傷者数の推移

- 運転事故の件数は、長期的には減少傾向であり、令和5年度は31件(対前年度比2件増)、死傷者数は19人(同3人減)、うち死亡者数は14人(同4人減)でした。
- 乗客の死亡事故は、ありませんでした。

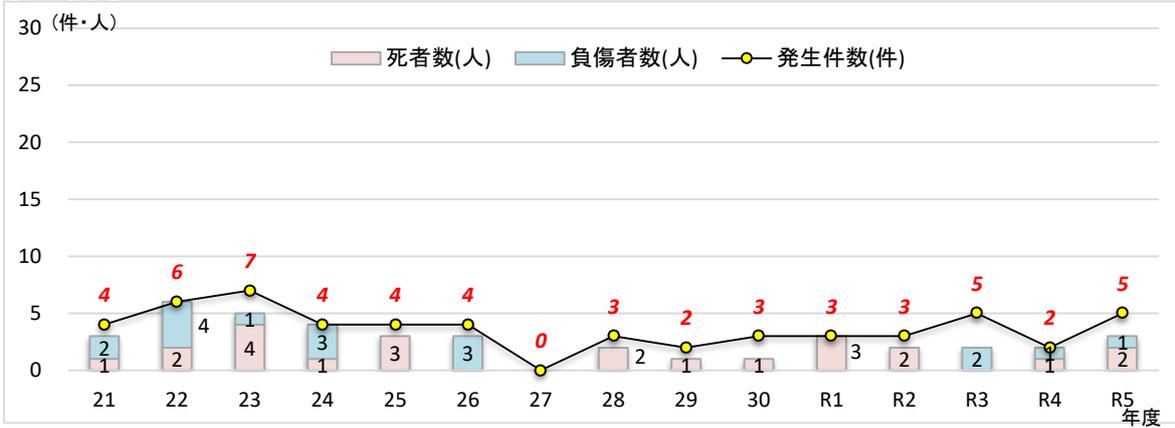


(2) 事故種別発生件数の推移

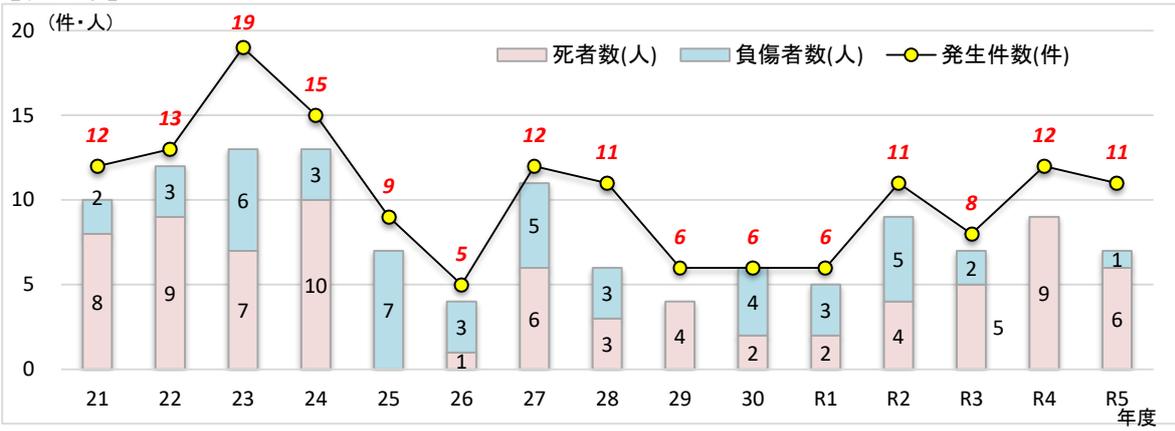


(3) 県別発生件数、死傷者数の推移

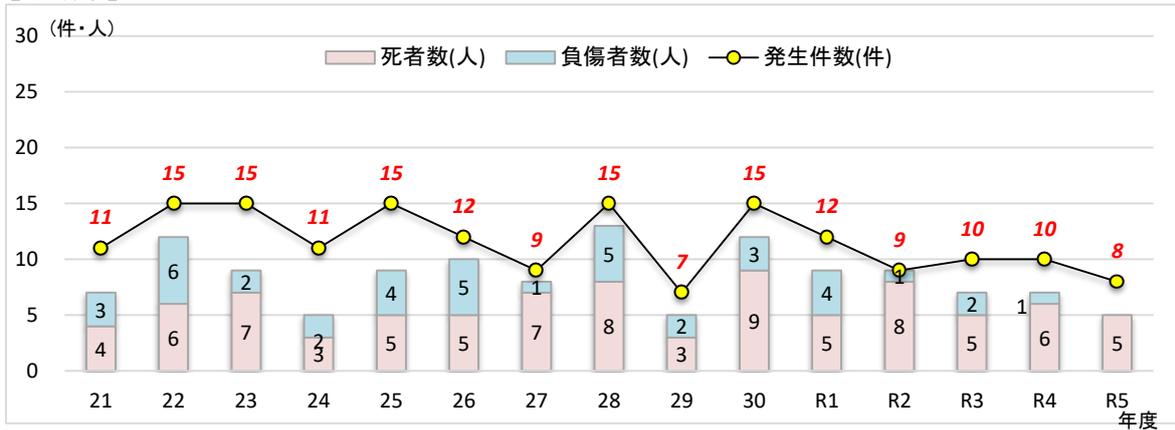
【徳島県】



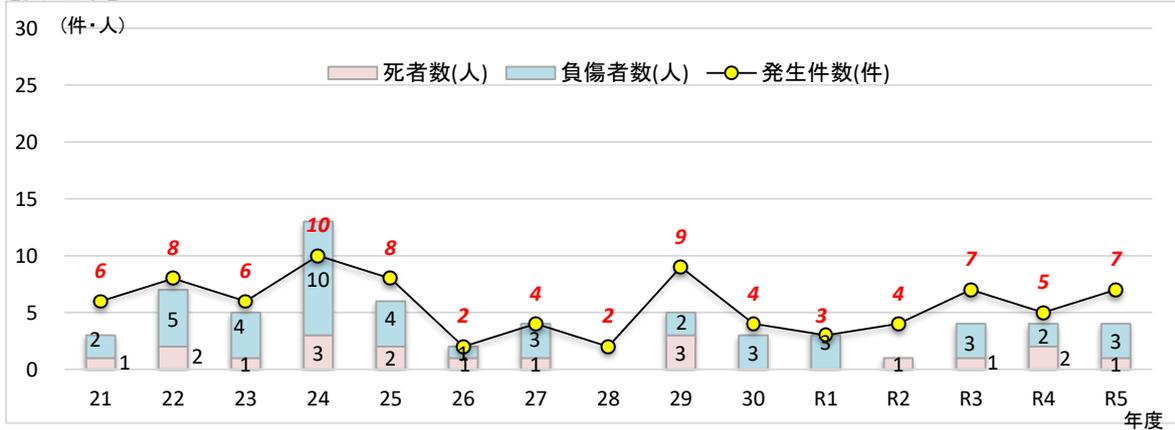
【香川県】



【愛媛県】



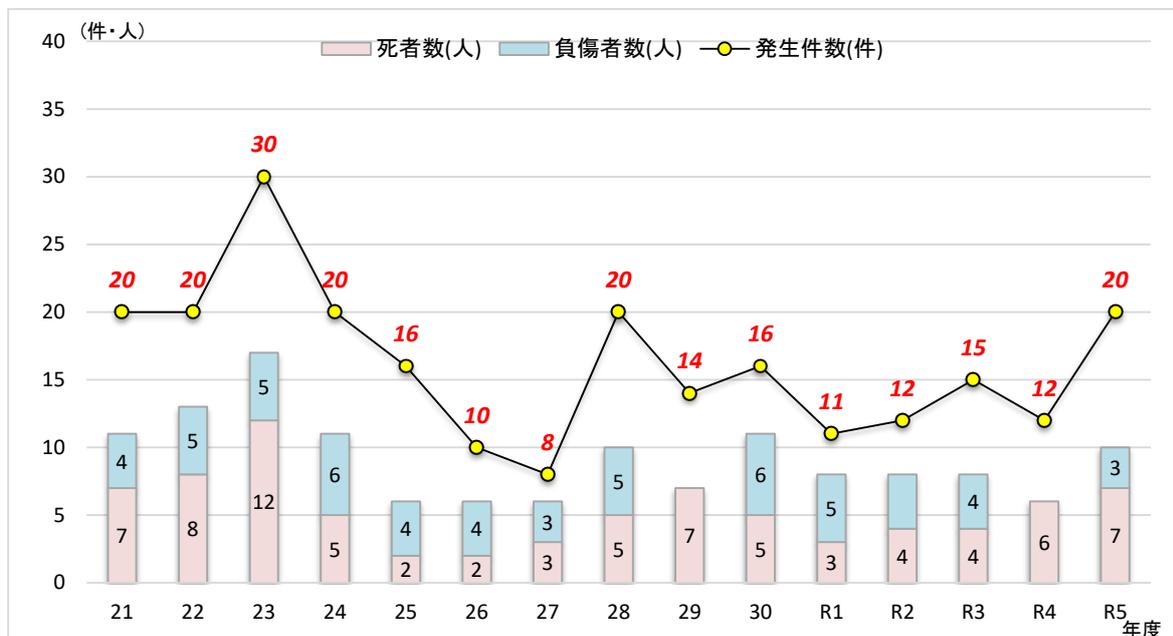
【高知県】



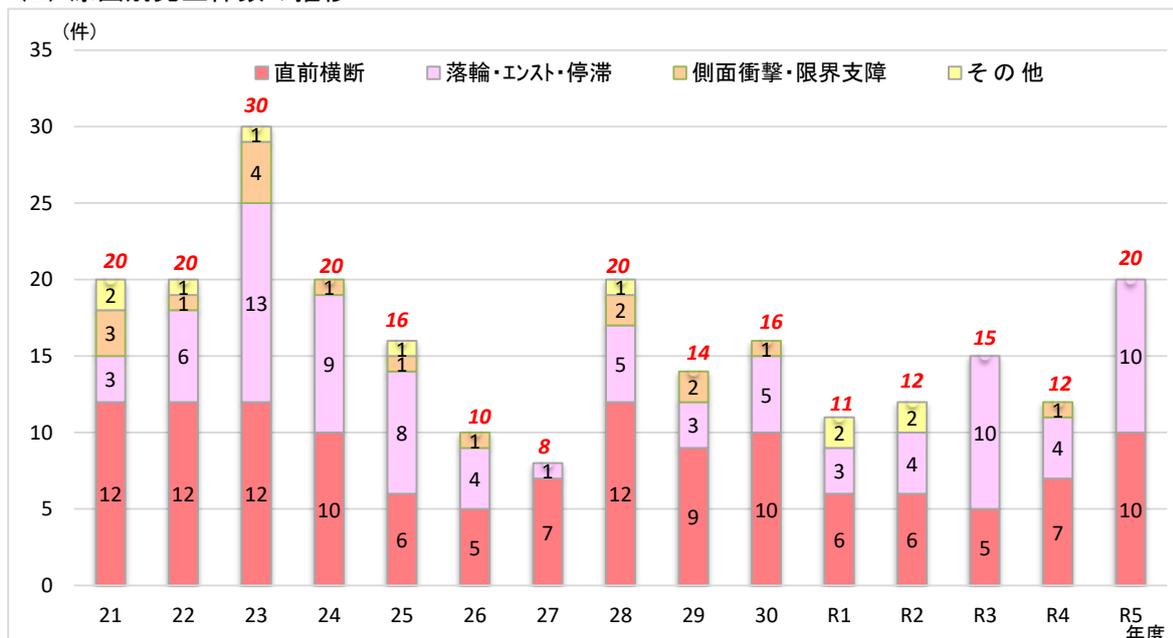
2 踏切事故の発生状況

(1) 発生件数、死傷者数の推移

- 令和5年度に発生した踏切事故の件数は、運転事故全体の64.5%に当たる20件(対前年度比8件増)でした。なお踏切障害に伴う列車事故はありませんでした。
- 令和5年度に発生した踏切事故による死傷者数は10人(運転事故に占める割合52.6%、対前年度比4人増)であり、うち死者数は7人(同50.0%、同1人増)でした。



(2) 原因別発生件数の推移



◇用語の説明

直前横断

踏切道において、列車又は車両(以下「列車等」という。)が接近しているにもかかわらず、踏切道を通りしようとする自動車、二輪・原動付自転車又は軽車両若しくは人(以下「自動車等」という。)が、無理に又は不注意に踏切道内に進入したため列車等と衝突したものの

落輪・エンスト・停滞

自動車等が落輪、エンスト、交通渋滞、自動車の運転操作の誤り等により、踏切道から進退が不可能となったため列車等と衝突したものの

側面衝撃・限界支障

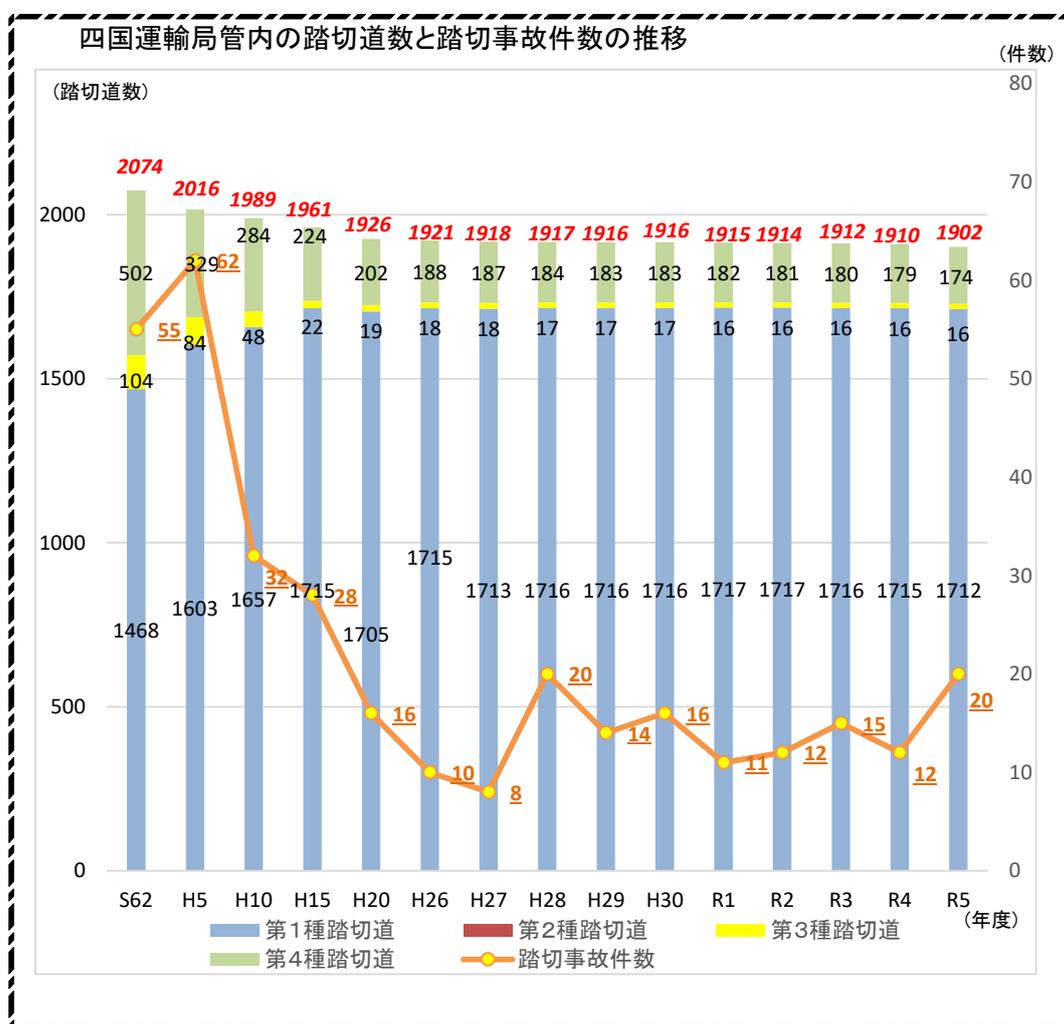
自動車等が通過中の列車等の側面に接触したもの及び人等が踏切道の手前で停止した位置が不適切であったために列車等と衝突したものの

(3) 踏切種別別の事故件数

種別 \ 年度	年度														
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
第1種踏切道	15	16	24	15	13	9	7	17	12	13	6	9	13	9	18
第2種踏切道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3種踏切道	0	1	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	1	0
第4種踏切道	5	3	6	5	3	1	0	2	0	2	5	3	2	2	2
合計	20	20	30	20	16	10	8	20	14	16	11	12	15	12	20

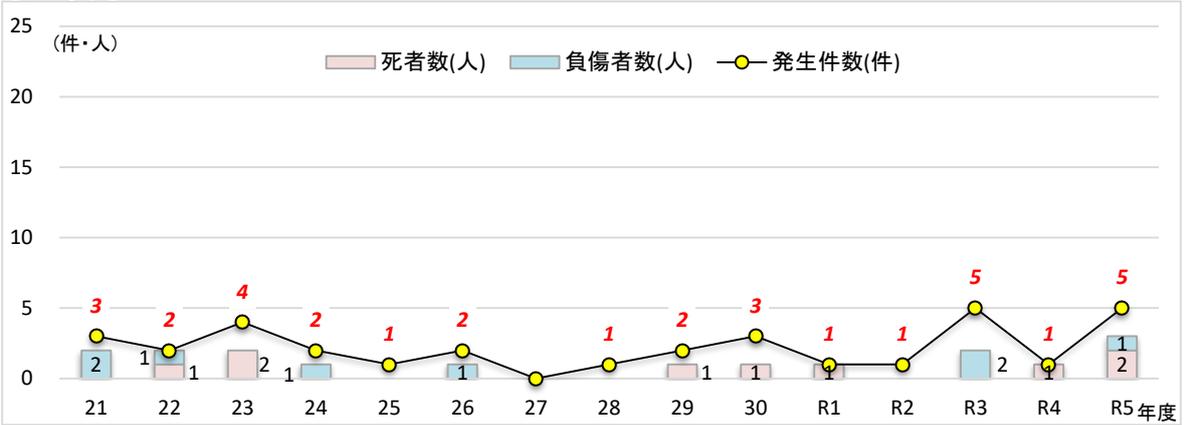
◇用語の説明

- 第1種踏切道 自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、「踏切道を通過するすべての列車又は車両」又は「始発の列車(軌道事業においては、車両)から終発の列車(軌道事業においては、車両)までの時間内における列車又は車両」に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道をいいます
- 第2種踏切道 踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道をいいます。なお、現在、我が国には該当の踏切道はありません
- 第3種踏切道 踏切警報機は設置しているが、遮断機を設置していない踏切道をいいます
- 第4種踏切道 踏切警報機及び遮断機を設置していない踏切道をいいます

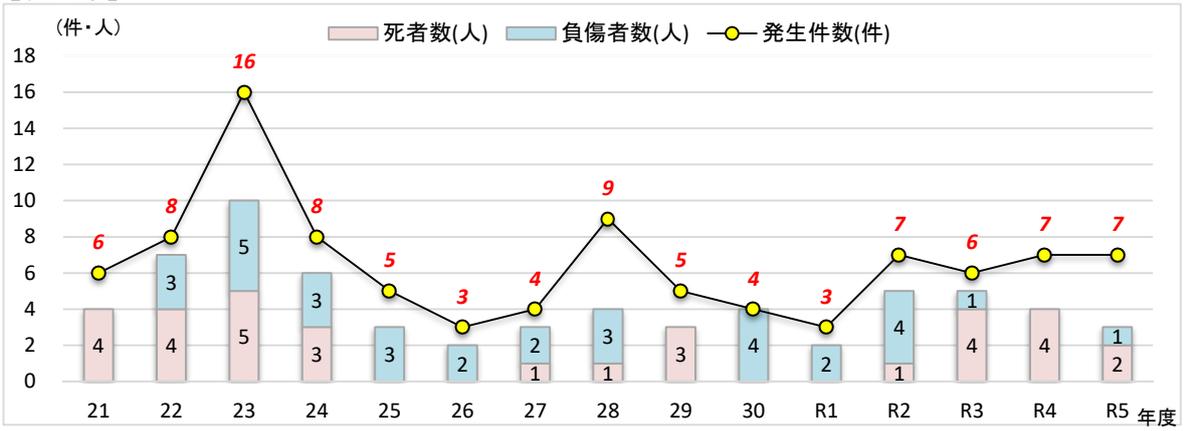


(4) 県別発生件数、死傷者数の推移

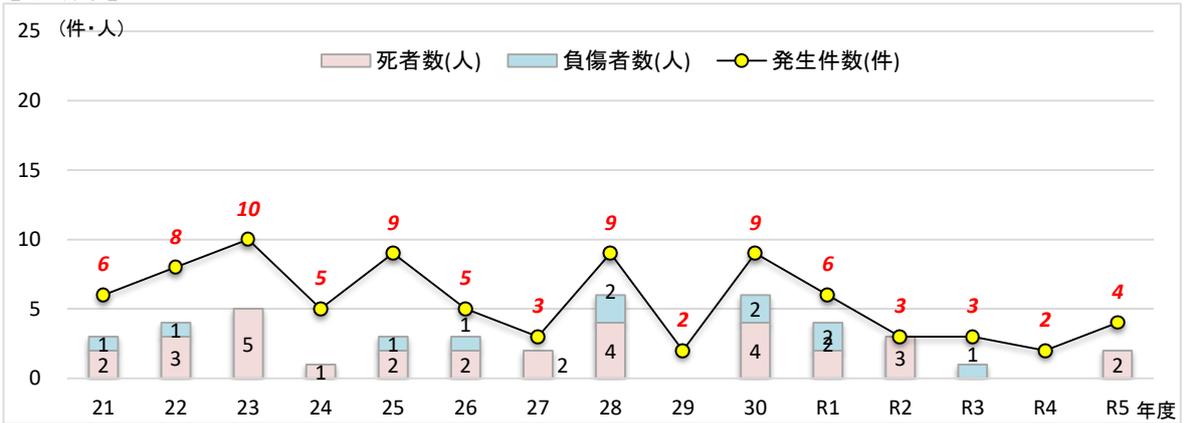
【徳島県】



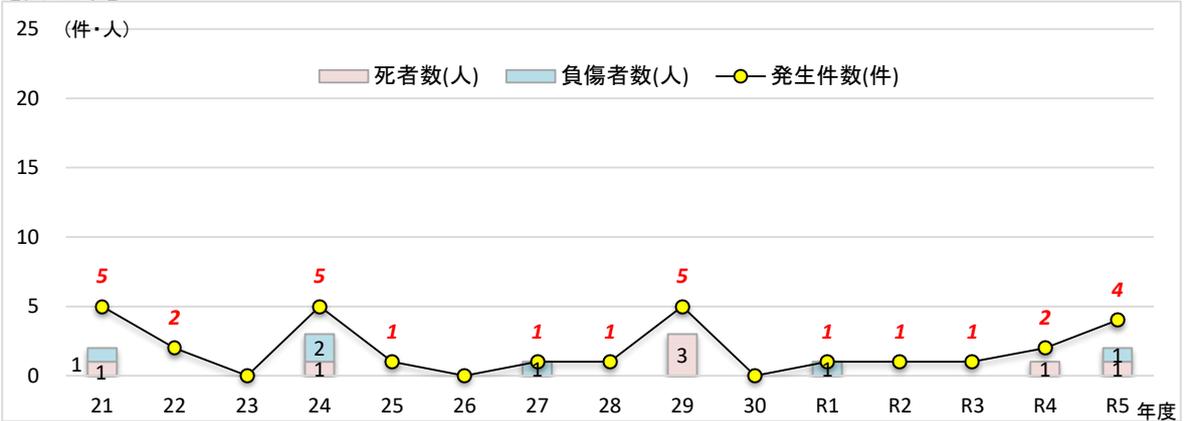
【香川県】



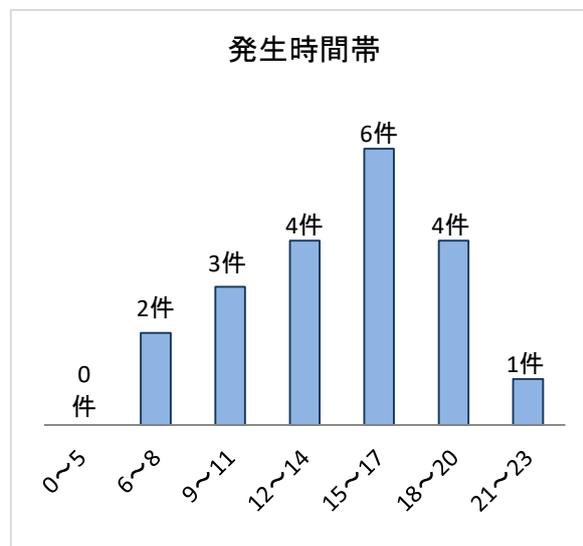
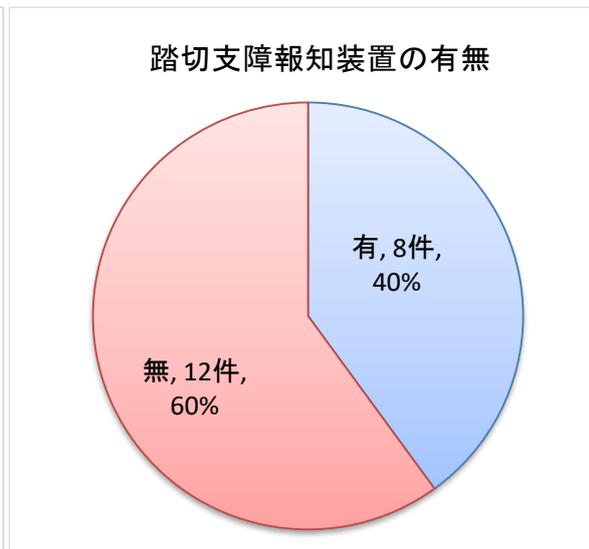
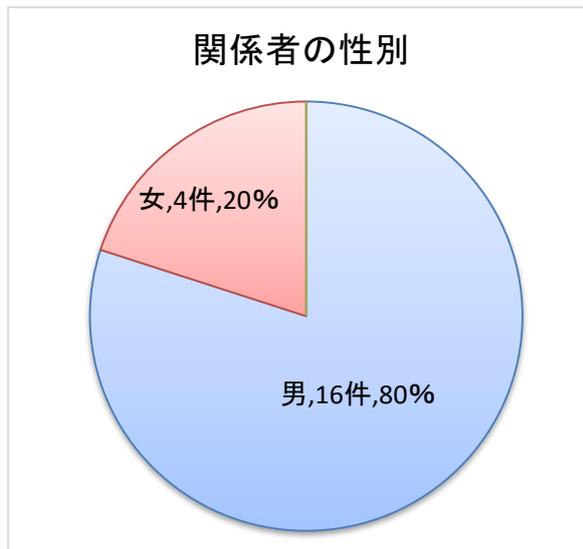
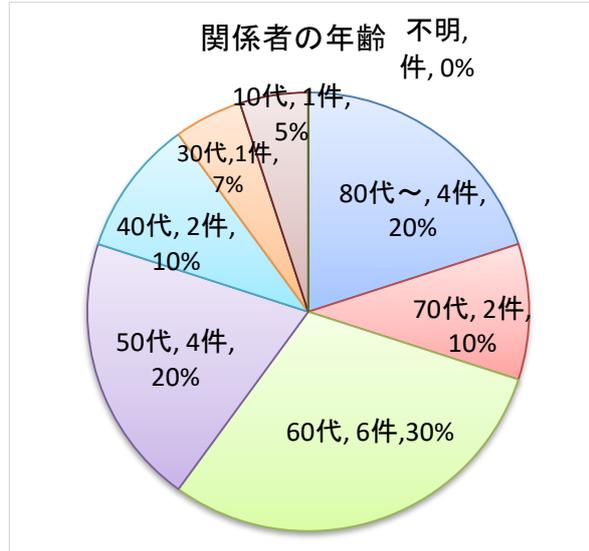
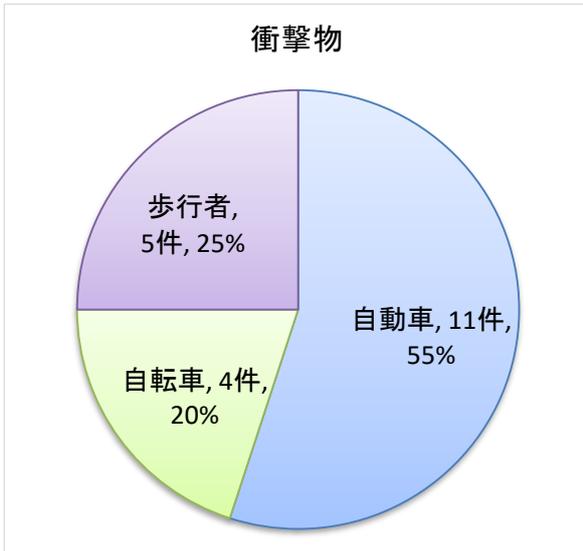
【愛媛県】



【高知県】



(5) 要素別発生件数(令和5年度)



◇用語の説明

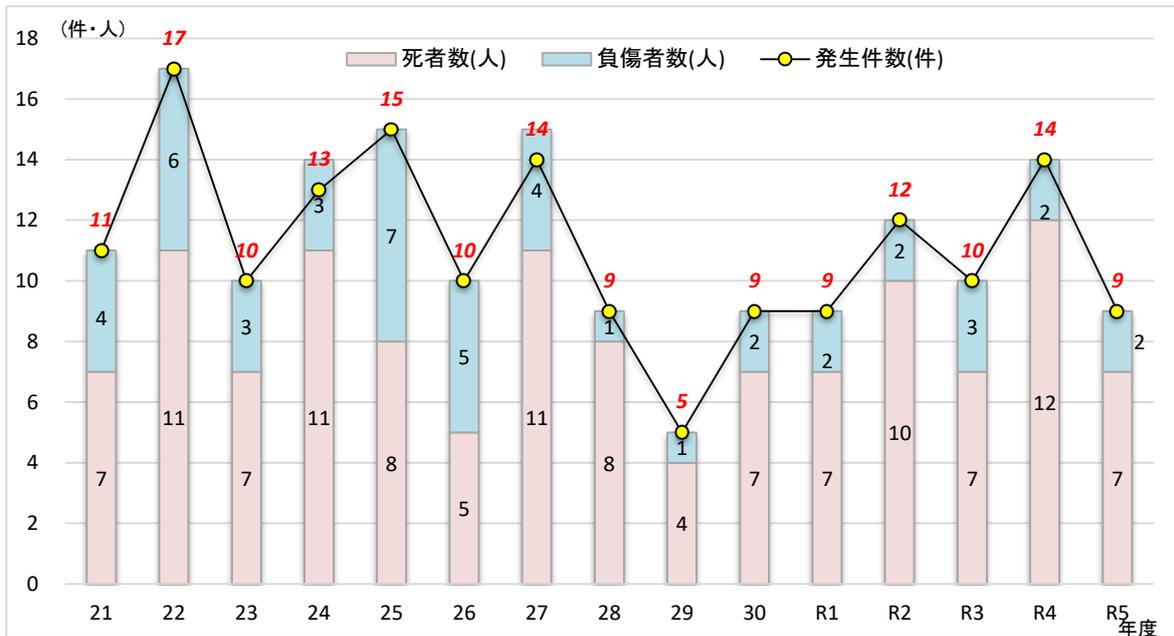
関係者 自動車等の運転者及び歩行者

踏切支障報知装置 踏切道付近に設置された押しボタンや障害物検知装置などにより、列車に停止信号を現示する装置

3 人身障害事故の発生状況

(1) 発生件数、死傷者数の推移

- 令和5年度に発生した人身障害事故の件数は、運転事故全体の29.0%に当たる9件(対前年度比5件減)でした。
- 令和5年度に発生した人身障害事故による死傷者数は9人(運転事故に占める割合47.3%、対前年度比5人減)、うち死亡者数は7人(同50.0%、同5人減)でした。



(2) 原因別発生件数の推移

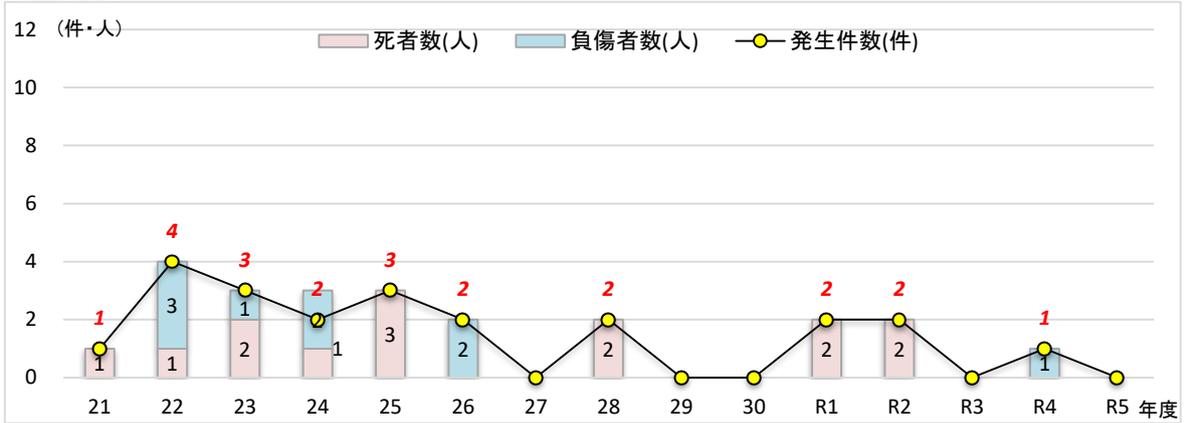
種別 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
線路内立入り	11	16	9	12	15	9	14	9	5	9	8	12	10	14	8
ホームから転落						1									
ホーム上で接触															
作業中															
その他		1	1	1							1				1
合計	11	17	10	13	15	10	14	9	5	9	9	12	10	14	9

◇用語の説明

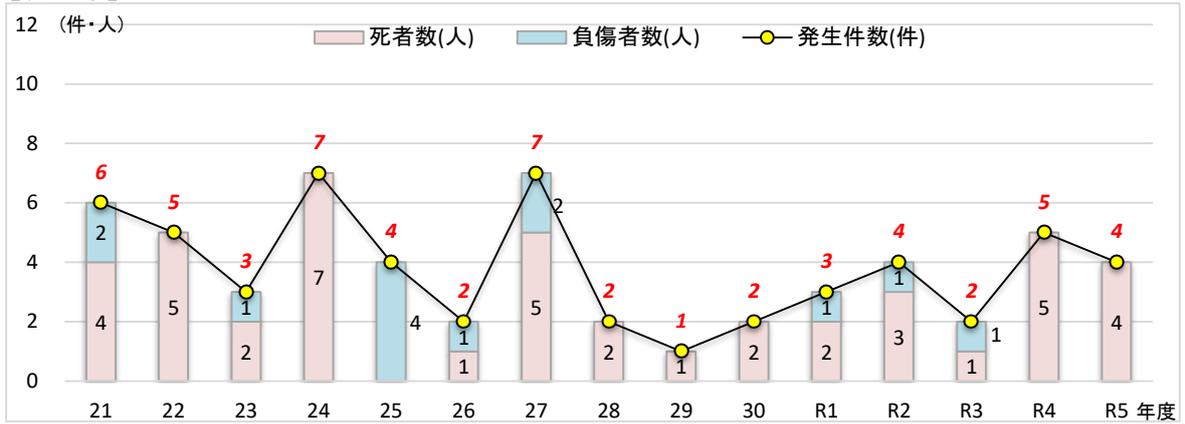
- 線路内立入り 公衆等が無断で線路内に立ち入る等により列車等と接触したもの
- ホームから転落 旅客がプラットホームから転落したことにより列車等と接触したもの
- ホーム上で接触 プラットホーム上で列車等と接触したもの
- 作業中 鉄道係員が保線作業、施設の巡回、車両入換等の作業を行っている最中に列車等と接触したもの

(3) 県別発生件数、死傷者数の推移

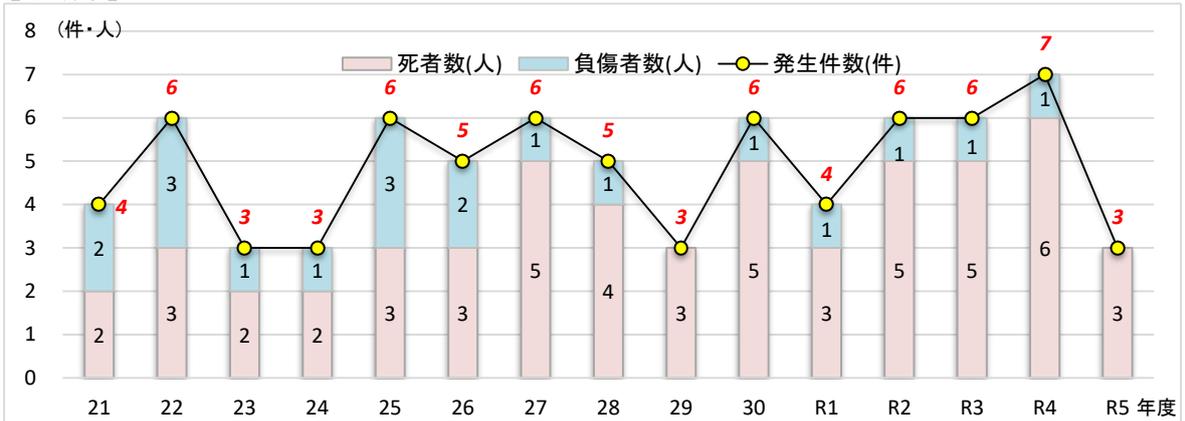
【徳島県】



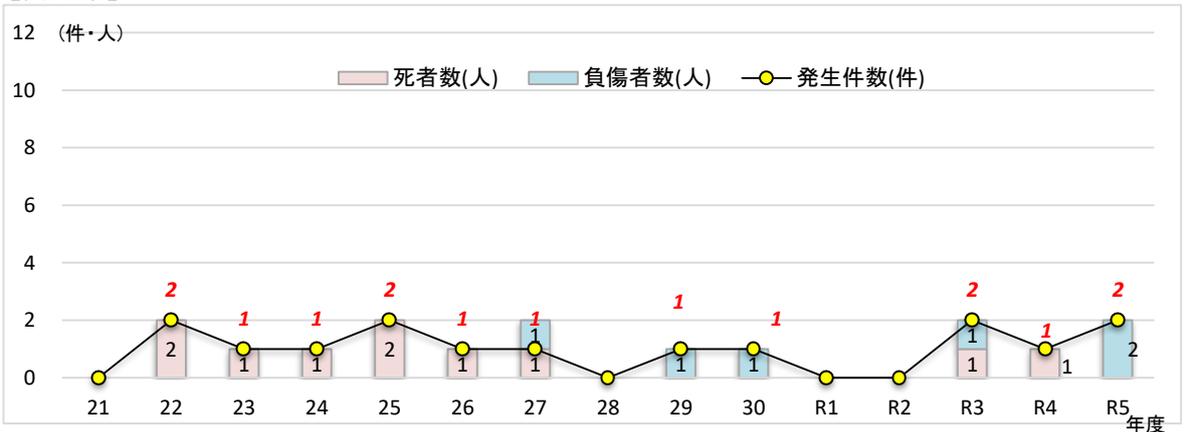
【香川県】



【愛媛県】



【高知県】



4 インシデントの発生状況

(1) 発生件数の推移

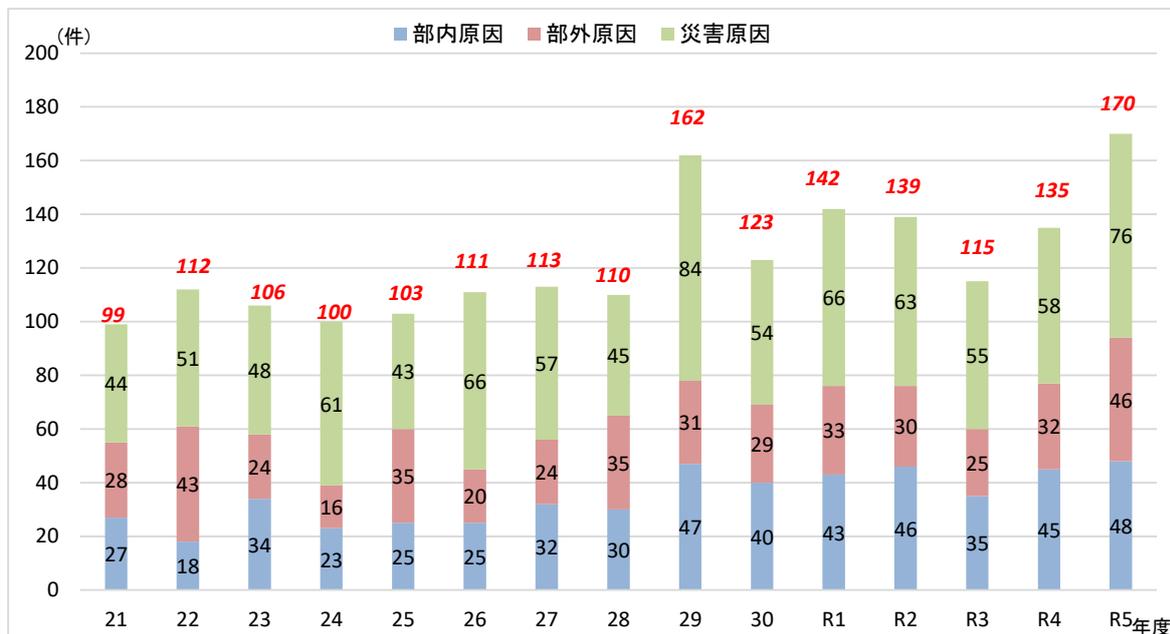
- インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、平成13年10月より鉄道事業者から国への報告が義務付けられています。
- 令和5年度に発生したインシデントは7件で、運輸安全委員会の調査対象となる重大インシデントはありませんでした。

種 別 \ 年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
閉そく違反		1						1		1					
信号違反									1	1					
信号冒進			1								1		1		1
本線逸走															
工事違反									1						
車両脱線				1			1					1			
施設障害	1	1					2		2	4	2	2	3	1	5
車両障害		2	2		2						3				
危険物漏えい															
その他		1			1		1	1			1				1
合 計	1	5	3	1	3	0	4	2	4	6	7	3	4	1	7

5 輸送障害の発生状況

(1) 原因別発生件数の推移

- 輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)の件数は、長期的に増加傾向であり、令和5年度は170件(対前年度比35件増)でした。
- 鉄軌道係員、車両又は鉄軌道施設等の部内原因に起因する輸送障害は、48件(輸送障害に占める割合28.2%、対前年度比3件増)でした。
- 線路内立入り等の部外原因による輸送障害は、46件(輸送障害に占める割合27.0%、対前年度比14件増)でした。
- 風水害、雪害、地震等の災害原因による輸送障害は、76件(輸送障害に占める割合44.7%、対前年度比18件増)でした。



年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
部内原因	鉄道係員	0	3	4	4	2	1	3	5	6	7	2	7	6	5	8
	車両	18	13	21	12	15	14	22	13	27	21	27	20	17	25	29
	鉄道施設	9	2	9	7	8	10	7	12	14	12	14	19	12	15	11
部外原因	自殺	10	17	8	6	13	5	4	9	6	6	5	2	0	0	2
	自殺以外	18	26	16	10	22	15	20	26	25	23	28	28	25	32	44
災害原因		44	51	48	61	43	66	57	45	84	54	66	63	55	58	76
合計		99	112	106	100	103	111	113	110	162	123	142	139	115	135	170

◇用語の説明

部内原因 鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの

部外原因 部内原因及び自然災害以外のもので、妨害、線路内支障、線路内立入り、踏切道、火災、自殺、動物との衝突に起因するもの、その他の8種類に分類されます

災害原因 風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの。なお、自然災害による輸送障害(災害原因)は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上しています。例えば、梅雨前線による豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上しています

II 索道編

◇用語の説明

索道運転事故	索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故及び索道人身障害事故
索条切断事故	索条が切れた事故
搬器落下事故	搬器が落下した事故
搬器衝突事故	搬器が他の搬器又は工作物と衝突し、又は接触した事故
搬器火災事故	搬器に火災が生じた事故
人身障害事故	搬器の運転により人の死傷を生じた事故(索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故及び搬器火災事故に伴うものを除く。)
インシデント	索道運転事故が発生するおそれがあると認められる、次に掲げる事態
索条損傷	索条に重大な損傷が生じた事態
索条張力異常	索条の張力が異常に増大又は低下した事態
脱索	索条が受索装置、滑車等から外れた事態
握放索不完全	握索又は放索が不完全になった事態
施設障害	支柱、制動装置、保安装置等に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
搬器故障	搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置又は接続装置に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態
搬器逆走	搬器が逆走した事態
その他	前述に掲げる事態に準ずる事態

1 索道運転事故及びインシデントの発生状況

(1) 索道運転事故発生件数の推移

○ 令和5年度に発生した索道事故は1件(前年度比1件増)でした。

年度 種別	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
索条切断事故															
搬器落下事故															
搬器衝突事故										1					
搬器火災事故															
人身障害事故	1		1							1		1			1
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1

(2) 索道運転事故に伴う死傷者数の推移

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
死者数										1					
負傷者数	1		1							1		1			1

(3) インシデント発生件数の推移

○ 令和5年度にインシデントは、ありませんでした。

種別 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
索条損傷															
索条張力異常															
脱索															
握放索不完全															
施設障害															
搬器故障															
搬器逆走															
その他															
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0